## カードローン(きゃっする)契約規定

第1条(取引方法)

1.奄美大島信用金庫(以下「金庫」という)のカードローン契約(以下「この 契約」という)における取引(以下「この取引」という)は、当座貸越取引の みとし、小切手、手形の振出あるいは引受、公共料金等の自動支払は行わ ないものとします。

2.借主は、別に定める場合を除き、カードローンカード(以下「カード」という)を利用して出金する方法により当座貸越を受けるものとします。 3.カ-ド、現金自動支払機(以下「CD」という)および現金自動預入支払機(以下「ATM」といい、ATMとCDを総称して「自動機」という)の取扱いに ついては、ローンカード規定によります。 4.この契約は、一人一契約に限られるものとします。

第2条(新規貸越期限)

1.この取引により新規に貸越を受けられる期限(以下「新規貸越期限」とい う)は、この契約の締結の日から表記の期間を経過する日の属する月の返 済日までとします。ただし、この期限の前日までに金庫または借主(以下 「当事者」という)の一方から契約を延長しない旨の意思表示がない場合 ・コート 日、 こい・フルツー カから 契約を延長しない 旨の意思表示がない場合には、この契約および新規貸越期限は同期間延長されるものとし、以後も同様とします。

2.新規貸越期限到来日の前日までに当事者の一方から期限を延長しない 旨の申出がなされた場合は次のとおりとします。 ①新規貸越期限到来日の翌日以降この取引による当座貸越は受けられま

せん。

②貸越元金・貸越金利息・損害金等(以下「貸越元利金等」という)はこの契約の各条項に従い返済し、貸越元利金等が完済された日にこの取引は自

動的に解約されるものとします。
③新規貸越期限到来日の翌日

であった。 の取引は自動的に解約されるものとします。 ④前2号によりこの取引が解約された場合は、このカードは取引店に返却するものとします。

3新規貸越期限は、借主の満 66 歳の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行わないことをあらかじめ同意します。その後の取扱いは、前項の当事者の-方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合と同様 とします。 第3条(貸越極度額と利用限度額)

1.貸越極度額は借主が申し込んだ金額の範囲内で、金庫および信金ギャランティ株式会社(以下「保証会社」という)が審査のうえ決定した金額とし ます。

2.金庫および保証会社は、借主の信用状況に関する審査により、貸越極度

型をより、原体は大きなでは、 類を上限として利用限度額を定めます。借主は利用限度額の範囲内で繰り返し当座貸越による借入ができるものとします。 3.借主について、次の各号のいずれかにあたる場合、金庫および保証会社は利用限度額を減額(利用限度額を0 にすることを含みます)することがで きるものとします。

①この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。 ②借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により減額が相当

と認められたとき。 4.借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により相当と認め られた場合には、金庫および保証会社は貸越極度額を上限として利用限度 額を増額することができるものとします。

第4条(新規貸越の停止)

1.借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越 1. 信主に次の合写のいすれがにのたる事田が主した物口、並座は利が見極を停止できるものとします。 ①この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。 ②借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得

る「会員たる資格」を喪失したとき。 ③借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により、新規貸越の中止が相当と認められたとき。

3.第1項の取扱いにより新規貸越が停止されている間、返済は第6条およ び第7条の定めにより行うものとします。

第5条(貸越金利息・損害金)

1.この取引の貸越利率の取引のために金庫が負担する保証会社の保証料 相当額を含む)は金庫所定の利率とします。

定返済元金(第6条1項に定める約定返済額のうち、貸越元金の返済に充当される金額にかかるものとします。

5.金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、金庫は利率、損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。

金の間合を 版に打がれる程度のものに変更とさるものとします。 6.前項による利率、損害金の割合を変更する場合には、金庫は変更を行う 旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期をホームページへの掲 示その他の方法により借主に周知するものとします。なお、変更日以降の 取引もこの契約の条項により取り扱われるものとします。

第6条(定例返済)

原契約のとおり

第7条(貸越元利金等の自動支払)

1.借主は、前条にもとづく約定返済のため、毎月の約定返済日までにこの契約の約定返済のために指定した預金口座(以下「返済用預金口座」という)に約定返済額を預け入れるものとします。 2.金庫は、各約定返済日に普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書ま

たは小切手によらず、返済用預金口座から払戻しのうえ、毎回の返済にあ てるものとします。

3.第1項による預入れが毎月の約定返済日より遅れた場合には、金庫は預 入れ後いつでも前項と同様の処理ができるものとします(第10条に該当 する場合を除く)。

4.各約定返済日時点で返済用預金口座の残高が各約定返済日の返済額に 満たない場合には、金庫はその一部の返済にあてる取扱いはしないものと します。なお、約定返済日以降(約定返済日を含む)は、約定返済相当額が 返済用預金口座に入金されない限りこの取引はできないものとします。 第8条(任意返済)

1第6条および第7条による貸越元利金等の約定返済のほか、借主はいつでも貸越元金に限り任意の金額を返済(以下「任意返済」という)できるものとします。なお、この返済を対しても第6条および第7条 による貸越元利金等の約定返済は通常通り行うものとします。 2.前項の任意返済は、第6条および第7条によらず借主が直接金庫の店頭

ム・即域のは思め月は、新り味わよい第1条により9 旬土が恒接金庫の店頃に申込むか、ATM を使用する方法により行うものとします。
3.貸越元金を超える金額を入金した場合は、貸越元金相当額について貸越金の弁済に充当し、それを超える金額については返済用預金口座へ入金することができるものとします。
第9条(諸費用の自動支払)

この契約の締結に際し借主が負担するカード発行手数料、印紙代等の費用 は、金庫は、金庫所定の日に返済用預金口座から普通預金・総合口座通帳 

1.借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫か らの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益 を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約によ る債務全額を返済するものとします。

②保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。 ②支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。 ③手形交換所または電子賃権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

④預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

⑤借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によっ て行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなく なったとき。

秋、泉の水がある。 務全額を返済するものとします。 ①第6条および第7条の返済を遅延し、書面等により督促しても翌月の

約定返済日までに約定返済額を返済しなかったとき。 ②金庫に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。

③金庫との取引約定に違反し、それが債権保全を必要とする相当の事由に該当していると認められるとき。 ④借主が金庫取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。

⑤この取引に関し、金庫に届け出た内容または提出資料に故意による虚偽 があると認められたとき。

(6前各号のほか、借主の信用状態に著しい変動を生じるなど元利金の返済ができなくなるおそれのある相当の事由が生じた場合。 3.借主は、前各項のいずれかに該当して、この契約による債務全額について期限の利益を喪失した場合には、その翌日から完済する日まで貸越元利 金全額に対して表記割合(年 365 日の日割計算)の損害金を支払うものと します。 第11条(反社会的勢力の排除)

第11 米(以社会の第7)の外部 1.借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を 経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等 標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれも該当しないことを表明し、かっ将来にわたっても該当しないことを確 約します。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 ⑤投員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非

難されるべき関係を有すること。 2.借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為 を行わないことを確約します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為 ③次の各号の事由が一つでも生じ、金庫において借主との取引を継続する

ことが不適切である場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契 約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。なお、

## カードローン(きゃっする)契約規定

この場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が金庫か らの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の 利益が失われたものとします。

①借主が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当したとき。

②借主が第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき。 ③借主が第1項の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した とき

4第3項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、金庫になんらの請求をしません。また、金庫に損害が生じたときは、借主がその責任 を負うものとします。

第 12 条(解約等) 1 借主に第 10 条 1、2 の各項いずれかーっでも生じた場合は、金庫はいつ でも当座貸越を中止し、またはこの取引を解約することができるものとし

2.借主はいつでもこの取引を解約することができるものとします。この場 合、借主から金庫に対し金庫所定の方法により通知するものとします。 3.この取引が解約された場合に貸越元利金等があるときは、借主は直ちに それらを支払うものとします。 4.前各項によりこの取引が解約された場合、借主は直ちにカードを金庫に

4.前谷頃によりこの取りが解りされた場合、恒主は直らにカートを金単に 返却するものとします。 5.契約後1年以上一度も貸越が発生しなかった場合、貸越元利金等を完済 後1年以上新たな貸越が発生しなかった場合、または借主が金庫の地区 外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」 を喪失した場合には、金庫はこの契約を解約することができるものとしま

第13条(金庫からの相殺)

1.金庫は、借主の債務のうちこの契約による各約定返済日が到来したもの、 または第10条もしくは前条によって返済しなければならないこの契約に よる借主の債務全額と、借主の金庫に対する預金その他の債権とを、その 債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、金

原性書面により通知するものとします。 2.前項の相殺ができる場合には、金庫は事前の通知、および所定の手続を 省略し借主にかわり預金の払い戻しを受け、債務の弁済に充当することも

できます。 3.前2項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算 は、その期間を相殺計算実行の日までとし、預金・定期積金その他の債権 の利率については、預金・定期積金規定等の定めによります。ただし、 限未到来の預金・定期積金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率 により1年を365日とし、日割りで計算します。

第 14 条(借主からの相殺)

1.借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の金庫に対する 預金-定期積金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来で

また、足が頂面というというできます。 あっても、相殺することができます。 2借主は、前項により相殺する場合は、金庫所定の日までに書面により相 殺を通知するものとし、預金・定期積金その他の債権の証書-通帳は、届 出印を押印した金庫所定の払戻請求書と共に直ちに金庫へ提出するもの とします。

3.第 1 項によって相殺をする場合における債権債務の利息および損害金 の計算は、その期間を金庫の相殺計算実行の日までとし、預金・定期積金等の利率については、預金・定期積金規定等の定めによります。 第15条(債務の返済等にあてる順序)

1.借主にこの契約による債務のほかに金庫に対する他の債務がある場合 に、第13条により金庫から相殺をするときは、金庫は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができるものとし、借主は、その指定に対して異議を述べることはできないものとします。 2.この契約による債務の他に金庫取引上の他の債務がある場合に、借主か 2.この実利による関係の他に亜単取引工の他の債務がある場合に、借土がら返済または相殺をするときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、金庫が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。 3.借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じる恐れがあるときは、金庫はおり間をはなると思議さればいる。

は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して返済または相殺する債務を指定することができるものとします。 4.第 2 項のなお書または第 3 項によって金庫が指定する借主の債務につ

その期限が到来したものとします。 いては、

第16条(危険負担、免責条項等)
1.金庫に差し入れた契約書等が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって、紛失、滅失、損傷、または延着した場合には、金庫の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を弁済するものとします。なお、この 場合、借主は金庫からの請求があれば直ちに代わりの証書等を差し入れま

場合、借主は金庫からの請求があれば直ちに代わりの証書寺を差し入れます。
2.この取引において払戻請求書、諸届その他書類に使用された印影を借主が届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は借主の負担とします。
3.借主に対する権利の行使もしくは保全、または担保の取立てもしくは処分に要した費用、および借主の権利を保全するため金庫の協力を依頼した場合に要した費用は借主が負担します。
4.自動機の利用による出金の場合に、カードを確認し、使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、当座勘定から出金した場合には、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用、その他の事故があってもそのために生じた損害については、金庫は責めを負いません。また、金庫窓口での

カードと暗証による出金において、カードを確認し、金庫所定の払戻請求書に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、当座勘定から出 金した場合も同様とします。

第17条(届出事項)

1.借主は氏名、住所、印鑑、電話番号その他金庫に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに書面によって届け出るものとします。 2.借主が前項の届出を怠ったため、金庫が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送したにもかかわらす。延着し または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとしま す。また、借主の責めにより配達された郵便物が受領されないなどの場合も同様とします。

第18条(成年後見人等の届出)

3.10 米(以上後兄人寺の) 1.借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書 面によって金庫に届け出るものとします。

2.借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって金庫に届け出るものとします。
3.借主またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けて

いる場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも前2項と同様に金庫に届け出るものとします。

4.借主またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に金庫に届け出るものとします。

5.前4項の届出の前に生じた損害については、金庫は責任を負わないもの とします。また、この届出後に、金庫から借主のカードによる取引を制限 されても異議ありません。

第19条(報告および調査)

1.3 末(報合なよび調査) 1.金庫が債権保全上必要と認め、財産、収入等について、資料の提供また は報告を求めたときは、借主は直ちにこれに応じるものとします。 2.借主は、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じる恐れの あるときは、金庫がの請求がなくても遅滞なく報告するものとします。 第 20 条(契約の変更)

民法 8条の 4 の規定に基づいて、この契約の内容を変更する場合、金庫は変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期をホーム ページへの掲示その他の方法により借主に周知するものとします。借主お よび金庫は、その効力発生時期以降は変更後の契約内容に従いこの取引を 行うものとします。

第 21 条(契約上の地位、債権、権利等の譲渡) 金庫は、将来この契約上の当事者としての地位、または、この契約に基づ -切の債権その他の権利を他の金融機関等に譲渡(信託を含む)するこ とができるものとします。

第22条(管理・回収業務の委託)

金庫は、借主に対して有する債権の管理・回収業務を「、債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することができるものとします。

第 23 条(合意管轄)

1.この契約、およびこの契約に基づく借主および保証人と金庫との諸取引 の契約準拠法は日本法とします。 2.この契約について紛争が生じた場合には、金庫本店または金庫支店の所

在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。